

奈良市企業局公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年5月1日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

第1 入札に付する事項

- 1 委託名 各ポンプ施設点検・保守管理委託
- 2 委託場所 奈良市奈良阪町地内 他51箇所
- 3 委託期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- 4 委託概要 ポンプ所等52箇所
各施設の定期点検（年1回）
緊急対応（応急復旧処置）
保守管理以外（電気設備等）関連業者との連携
原因の調査及び再発防止処置の検討・提案

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に定める条件を全て満たすものであること。

- 1 令和8年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格者の中で、本市企業局に登録されている建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条に規定する本店又は営業所において「水道施設工事業」、「電気工事業」及び「機械器具設置工事業」の資格を有する建設業者であること。
- 2 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。）の結果における「水道施設工事」、「電気工事」及び「機械器具設置工事」の総合評定値がそれぞれ600点以上であること。
- 3 令和3年4月1日以降（過去5年間）に契約したもので、国、地方公共団体、又はそれに準ずる機関（公社・公団又は事業団）が発注したポンプ設備等（上水道）の点検委託業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。
- 4 奈良市企業局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 5 施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

第3 仕様書等を示す日時及び場所

1 日時

公告日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

2 場所

奈良市企業局 経営部 企業契約課
（仕様書等は、閲覧または貸出しを行います。）

3 郵送

仕様書等の貸出しを郵送で希望される場合は電話でその旨連絡ください。

問合せ先

奈良市企業局 企業契約課 入札係 0742-34-5200（内線284）

第4 入札参加申請及び提出について

1 入札参加申請について

入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を1部直接持参又は郵送により提出してください。

- ① 一般競争入札参加申請書【様式1】
- ② 建設業許可通知書又は証明（確認）書の写し
- ③ 本市企業局に登録されている営業所等の許可業種や営業所情報がわかるものの写し
- ④ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑤ 第2の3の記載内容に基づく業務実績調書【様式2】及び契約書等の写し

2 申請及び書類提出期間

公告日から令和8年5月19日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は令和8年5月19日午後5時必着

3 提出先 〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 経営部 企業契約課 入札係 宛

4 期間内に申請及び書類提出をしない者は、この入札に参加することができません。

5 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市企業局入札参加者等審査会が審査します。ただし、入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- 6 入札参加資格に関する審査を行った後、一般競争入札参加資格審査結果通知書等を令和8年5月21日までに発送します。また、通知日以降において、入札参加資格者が入札を辞退される場合は、入札辞退届【様式4】を提出して下さい。

第5 質疑に関する事項

本入札に関して質疑のある場合は、質疑書【様式3】を電子メールにより提出してください。

- 1 提出先 奈良市企業局 事業部 送配水管理センター（0742-22-6456）
メールアドレス souhaisuikanri@city.nara.lg.jp
- 2 受付期間 令和8年5月1日から令和8年5月13日 午後5時まで
- 3 回答日 令和8年5月15日（電子メールで回答します。）
- 4 回答方法 すべての質問と回答を取りまとめ、質問者すべてに担当課から電子メールにて送信します。届かない場合は必ず連絡してください。

第6 入札に関する事項

1 入札方法 郵便入札

郵便入札の方法等については、後日、入札者心得通知書にて通知します。

- 2 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめます。また、入札執行後においても落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。
- 3 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。
- 4 再度入札は1回を限度とします（合計2回）。
- 5 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定に基づき随意契約に移行する場合があります。
- 6 入札の無効
 - (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札に参加する資格のない者がした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に署名又は記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に業務名等の記入漏れ、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 入札書の日付が開札日でない入札

- ケ 直接企業契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書又は期限までに入札書が到着しなかった入札
 - コ その他奈良市公営企業管理者の定める入札条件に違反した入札
- (2) その他の詳細は、奈良市企業局物品購入等郵便入札試行要領によります。

第7 入札保証金に関する事項

- 1 入札に際しては、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則第4条によるものとします。
- 2 入札保証金については、入札者心得通知書にて通知します。

第8 開札の日時及び場所

令和8年6月2日 午前10時30分
奈良市企業局 1階 入札室

第9 落札者の決定方法に関する事項

落札者は、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

第10 その他

- 1 支払いは、口座振り込みとします。
- 2 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び施行令並びに、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則によるものとします。
- 3 問合せ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 経営部 企業契約課 入札係

電話 0742-34-5200（内線284）